

令和5年度進学予定の大学院修士課程(マスター)及び専門職学位課程 日本学生支援機構 大学院第一種奨学金貸与希望の方へ

採用時返還免除内定候補者制度概要及び申請について

● 採用時返還免除内定候補者制度（以下、「内定制度」）について

1. 制度の目的

次代の科学技術イノベーションや地域を担う優秀な低所得世帯の大学学部生等に対して、博士課程前期課程、修士課程又は専門職学位課程（以下「修士課程等」という）での修学に係る経済的不安を早期に解消し、進学へのインセンティブを高めることを目的としています。

2. 対象要件・対象者

令和5年度(10月進学者含む)に修士課程等への進学を希望し、以下の①～③の**いずれも満たす者**が対象です。

① 大学学部等において修学支援新制度（旧給付奨学金を含む）を利用していること（※1）

又は住民税非課税世帯であること（※2）

（※1）本内定制度申請及び推薦時点で、家計基準に基づく支援区分見直しにより「停止中」の者は対象外です。ただし、家計基準のうち、所得（支給額算定基準額）は基準内（支援区分はⅠ～Ⅲのいずれか）であるが、資産額のみ基準外で停止となっている者は対象となります。

（※2）学生本人及び生計維持者（父母がいる場合は原則として父母2名）の所得証明書等（取得可能な最新の年度のもの）全員分の住民税所得割額が非課税であること。

② 特定分野（「科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）」

又は「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」）へ進学を希望していること。

③ 将来、上記②に記載の特定分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を備えて活動することができると認められる者。

3. 業績及び評価基準

大学院入試の成績や大学学部の成績等をもとにして総合的に評価します。

4. 内定取り消し

内定者が貸与期間中に奨学金の交付に係る「停止」または「廃止」の処置を受けた場合は、内定者の身分を取り消します。また、貸与期間終了年度の免除候補者として推薦を行うまでの間に修業年限内で課程を修了できなくなった場合も内定者の身分を取り消します。

5. 第一種奨学金の申込み

本内定制度を利用するためには、大学院の予約採用あるいは修士課程等進学後の在学採用にて第一種奨学金の申込みをしていただく必要があります。また、本内定制度の申請要件と第一種奨学金の選考基準は異なることから、本内定制度に決定された者であっても、第一種奨学生に採用されるとは限りません。なお、第一種奨学生に不採用となった場合は、内定者として決定されていたとしてもその効力を失うこととなります。

6. 申請方法について

スカラネットにより申請を行います。申請を希望する方は、申請書類（「申請書」、「スカラネット入力下書き用紙」、「識別番号（ユーザID・パスワード）」）をB棟学務部奨学支援グループ窓口まで取りに来てください。

7. 申請期間

①スカラネット入力期間：令和4年10月11日（火）～**12月21日（水）**

→**入力期限を過ぎてからの受付けは一切できません。**

②申請書提出期間：令和4年10月11日（火）～**12月21日（水）**

→申請書は期限内にB棟学務部奨学支援グループ窓口へ提出ください。

※スカラネット入力申請、申請書提出2つで申請受け付け完了となります。

提出物※12月21日（水）まで

① 申請書（給付奨学金の奨学生証のコピー添付）

② スカラネット入力下書き用紙のコピー

③ **成績証明書**

→期限内にB棟学務部奨学支援グループ窓口へ提出ください。

8. 選考スケジュール

令和5年6月下旬内定者決定予定

また、返還免除内定者も貸与終了年度に返還免除の申請を行う必要があります。

照会先 〒657-8501 神戸市灘区鶴甲 1-2-1

神戸大学学務部学生支援課奨学支援グループ（鶴甲第1キャンパスB棟1階）

TEL：078-803-5430. 5433

E-mail：stdnt-shogakushien@office.kobe-u.ac.jp